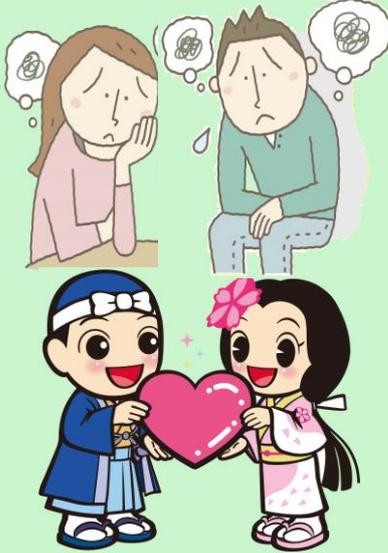


令和3年4月1日

「小山市犯罪被害者等支援条例」ができました

多くの人は、犯罪被害について「自分には起こるはずがない」「自分には関係ない」などと思うかもしれませんが、しかし、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれ、命を奪われたり、負傷してしまうことが誰にでも起こりうるのです。犯罪にあうと、心身や財産などへの直接的な被害に加えて、次のような事態が生じることもあります。



相談先	どこに相談したらいいのかわからない…。	☹️
経済的	生計の中心者が事件で傷害を負い、医療費も、生活費も心配。様々な手続きにもお金がかかる…。	¥
住居	自宅で被害にあい、犯人に住居を知られていて不安…。	🏠
日常生活	体調を崩してしまった…。家事や育児もできない…。	🛏️
仕事	職場を長く休んでしまっている。このまま仕事を続けられるのか心配…。	🏢
精神的	事件のことを思い出して不安になったり、落ち込んでしまう…。	💓
周囲の言動	事件のことを色々聞かれたり、今までと違う態度をとられるのが辛い…。	
事件の対応	警察や検察の違い、起訴や不起訴、捜査や裁判の流れがわからない…。	

小山市がサポートできることの一例

相談や情報の提供

犯罪被害に関する相談、警察への申告、弁護士による無料法律相談（訴訟や調停中を除く）や、相談先の問い合わせなど、必要な情報の提供などの支援を行います。

居住の安定

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合など、一定の条件において、市営住宅への入居要件を緩和（単身入居や抽選回数の優遇）します。

安全の確保や防犯対策事業

警察、被害者支援団体、防犯協会などの関係機関と連携して、再被害や二次的被害の防止に取り組めます。

市は、防犯対策事業として次の支援を行っており、その他犯罪が起こりにくい街づくりを推進します。

- 特殊詐欺撃退機器設置補助金
 - ・ 65歳以上の方がいる世帯（税金の未納がない方）
 - ・ 購入から6か月以内の申請
 - ・ 購入費の2分の1（上限5,000円）
- 防犯カメラ設置補助金
 - ・ 自治会などが設置、管理する防犯カメラが対象
 - ・ 設置後1か月以内の申請（設置前にご相談ください）
 - ・ 購入費及び設置費の3分の2（1台の上限30万円）
- 自主防犯パトロール団体の活動に対する補助金

定期的な自主防犯パトロール活動をしている団体に対し、新規団体に3万円、継続団体に2万円を上限に防犯パトロール活動上必要な物品の購入費を補助します。

見舞金の支給

条例で定める犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給します。

- 遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円です。
- 対象となる犯罪行為

条例施行日以後に発生した国内犯（日本国内や日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内）で、人の生命又は身体を害する罪にあたる故意の犯罪行為（例：殺人罪、傷害罪など）が対象です。交通事故などの過失犯は対象外です。
- 対象となる犯罪被害者

犯罪行為が行われた時に市民（小山市の住民基本台帳に記録されていた方など）であった方。
- 重傷病
 - ・ 犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合は、1か月以上かつ3日以上労務に服せない程度）であること
 - ・ 上記負傷等に係る被害届が警察に受理されていることなどの条件があります。
- 申請期限

原則、犯罪行為による死亡や重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は発生の日から2年を経過したとき。
- 被害者と加害者との間に一定の親族関係がある場合や、犯罪行為を誘発した場合など、対象外となる条件があります。

犯罪被害者等への理解の増進

学校、家庭、地域社会の連携のもと、自他を尊重し、犯罪被害者等の現状や支援についての理解促進を図るため、教育や広報啓発活動などに取り組みます。

関係機関・連絡先

小山警察署	0285-31-0110	24 時間	事件・事故等、緊急時は 110 番
警察安全相談	#9110	24 時間	警察への緊急以外の相談
性犯罪被害相談電話	#8103	24 時間	警察への性犯罪被害相談
DV相談電話	#8008	24 時間	配偶者暴力支援センターへの相談
ヤングテレフォン	0120-87-4152	月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～16:00	子どもの問題で悩む保護者や、悩みを抱えている子ども達からの相談
子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間	いじめに限らず、子どもの SOS 全般を受け止める相談窓口
(公社)被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 10:00～16:00	犯罪被害者からの電話相談、面接相談、法律相談、病院等への付添支援等
(公社)全国被害者支援ネットワーク	0570-783-554	7:30～22:00 (12/29～1/3を除く)	犯罪被害で悩まれている方
とちぎ性暴力被害者サポートセンター (通称:とちエール)	028-678-8200	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 (祝日・5/30・12/29～1/3を除く)	緊急医療(緊急避妊、性感染症検査等)、相談等 緊急医療のみ 22:00 まで受付
(公財)栃木県暴力追放県民センター	028-627-2600	月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:00	暴力団に関する悩みや相談
栃木県広報課県民プラザ(交通事故相談)	028-623-2188	月～金(祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～11:30 13:00～15:30	交通事故にあい、損害賠償や示談交渉などの問題でお困りの方
法テラス (犯罪被害者支援)	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 IP 電話からは 03-6745-5601	支援に関する情報提供、弁護士の紹介など

小山市安全安心情報メール

市では、防災・防犯など様々な情報をメールで配信しています。登録は無料です(メールの受信に係る通信料は利用者負担となります)。

二次元コードを読み込むか、次のメールアドレスに空メールを送信してください。

配信情報

touroku@oyama-anshin.jp

- ① 気象・災害情報
- ② 防犯情報
- ③ 子ども見守り情報
- ④ 交通安全情報
- ⑤ おーバス運行情報
- ⑥ お知らせ



小山市消費生活センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合わせなど、消費者の相談を専門の相談員が受け付けます。

- 悪質業者による被害を受けた
- クーリング・オフのやり方がわからない
- 契約内容について相談したい

など、お気軽にお問い合わせください。

所在地 小山市神鳥谷931-3(神鳥谷庁舎2階)
電話 0285-22-3711
受付 9:00～15:00(水・土・日・祝日・12/29～1/3 除く)

消費者ホットライン
電話 局番無し 188(いやや)

犯罪被害を受けた方を地域で支えるためには、市民・事業者の皆様のご理解とご協力が必要です。

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次的被害(周囲の理解や配慮に欠ける言動などにより傷つけられる被害)などについてのご理解をお願いします。
- 犯罪被害者等に対する再被害(加害者等からの再度の被害)や二次的被害が生じないことや、犯罪被害者等が刑事手続きへ関与できるよう、就労や勤務、その他被害に関し事業者の皆様のご協力の十分な配慮をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策にご協力をお願いします。



【問い合わせ先】 小山市 市民生活安心課 市民安全相談係
月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
TEL 0285-22-9282 / FAX 0285-25-8301
E-mail d-seikatu@city.oyama.tochigi.jp
ホームページ <http://www.city.oyama.ig.jowww/index.html>



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「キュッとちゃん」